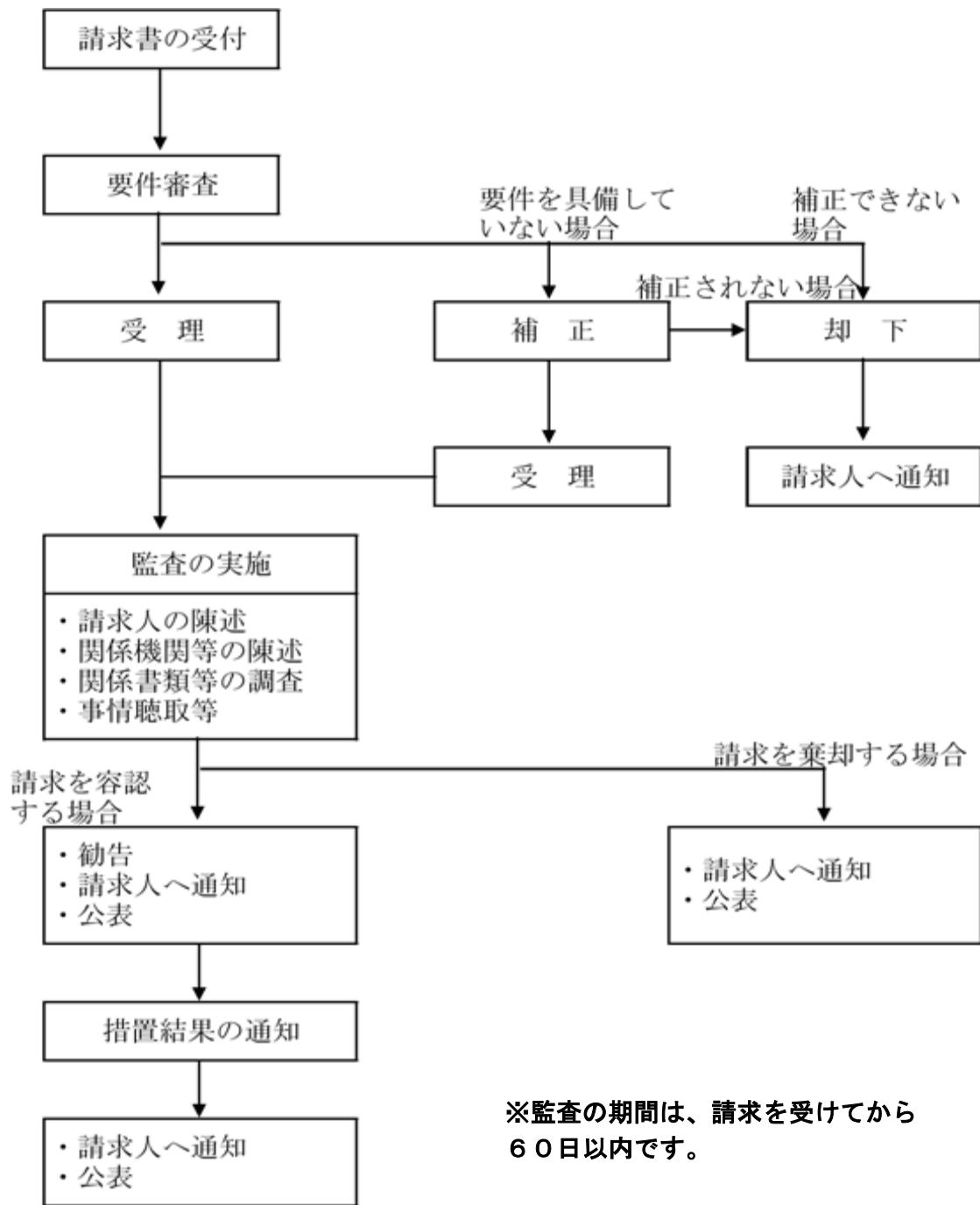


住民監査請求後の流れ



次の場合には住民訴訟を提起することができます。

- ・ 住民監査結果に不服がある場合
……監査の結果の通知を受け取ってから30日以内
- ・ 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合
……措置結果の通知を受け取ってから30日以内
- ・ 勧告に対する措置が行なわれないことを不服とする場合
……措置期限の日から30日以内
- ・ 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合
……60日を経過した日から30日以内
- ・ 監査を実施しなかった(請求が却下)ことに不服がある場合
……却下の通知を受け取ってから30日以内